

 <h1 data-bbox="413 275 820 353">浜松市公報</h1>	<p>発行 〒430 - 8652 浜松市中央区元城町 103 - 2 浜松市 (総務部 政策法務課) 電話 053 - 457 - 2250</p>
--	---

目次

<告示>

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（環境部環境保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

告 示

浜松市告示第172号

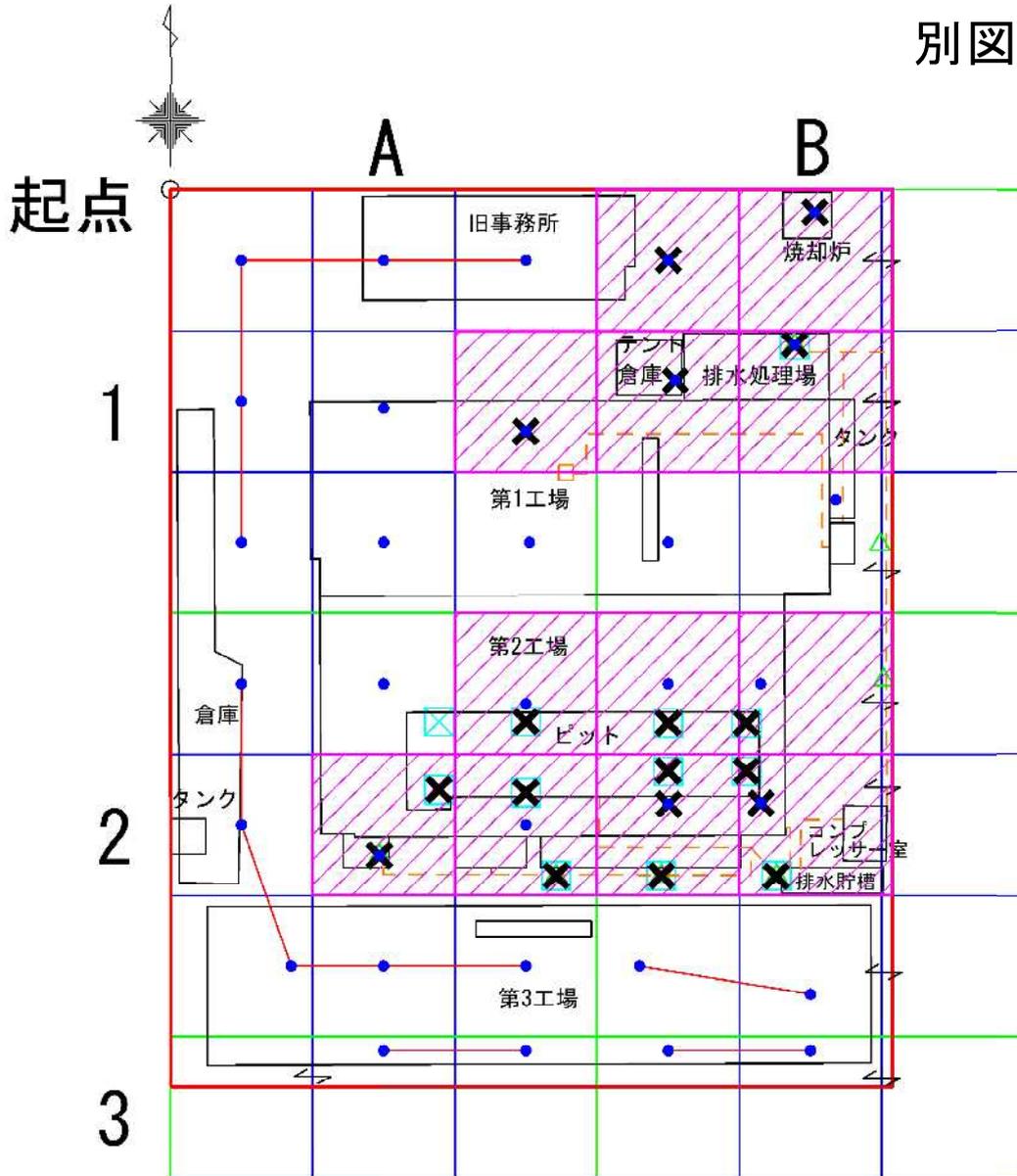
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により公示する。

令和8年 3月 23日

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 形質変更時要届出区域 別図のとおり（浜松市中央区寺脇町718番の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

別図



凡例

- 調査対象地
 - ▨ 形質変更時要届出区域
 - × シアン化合物で基準超過確認された地点
 - 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる配管
 - 土壤採取地点 (34地点)
 - △ 配管下土壤採取地点 (7地点7検体)
 - ⊠ ピット下土壤採取地点 (12地点12検体)
 - 30m格子線
 - 単位区画線
 - ↔ 区画統合
- A

	1	2	3	10m
1	4	⑤	6	30m
	7	8	9	

○ : A1-5

場所	図面名	縮尺
静岡県浜松市中央区寺脇町718	調査計画図 (重ね図)	A4:1/500